

2026年度 住まい耐震化サポート補助金のご案内

【耐震診断】

平成23年3月11日の東日本大震災を始め、令和6年1月1日の能登半島地震によって甚大な被害が発生し、地域の復旧を進めることはもちろんですが、日本全国における大規模地震に対する十分な備えが急務となっています。

特に、昭和56年以前に建てられた建築物は古い基準で建てられているため、地震に対して弱いことが多いと言われています。

そのため旭川市では、地震の被害から市民の身体、生命及び財産を守るため、住宅を対象とした耐震診断補助事業を実施します。

【対象住宅】

次に掲げる条件を全て満たす住宅を対象とします。

- (1) 昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した旭川市内にある住宅で、一戸建て専用住宅、長屋又は共同住宅、兼用若しくは併用住宅（居住の用に供する部分の床面積の合計が建築物全体の床面積の合計の1/2以上）であること。
- (2) 次のいずれかに該当する住宅であること。
 - ア 鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造の住宅。
 - イ 地階を除く階数が3以下である在来軸組構法、伝統的構法、桝組壁工法で、同一階に木造部分とそれ以外の構造の部分がない住宅。
- (3) 申請者が所有している住宅であること。（住宅が区分所有である場合は管理組合又は区分所有者の代表者が申請者となります。）
- (4) 所有者が居住している住宅であること又はこれに準ずるものとして市長が認めるもの。（所有者が居住していない住戸のある分譲マンション等についても申請できますが、補助対象となるのは所有者が居住している住戸のみです。）
- (5) 施行者及び所有者（住宅の所有者が複数である場合は、補助を受けようとする全ての所有者）に市税の滞納がないこと。
- (6) 「旭川市住宅耐震診断補助金」「旭川市住宅耐震改修補助金」及び当該補助金の交付を受けたことがない住宅であること。

【対象診断方法】

次に掲げる2つの条件を共に満たす診断を対象とします。

- (1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士で、同法第23条第1項の規定により登録を受けている建築士事務所のうち次のいずれかに所属している者が行う診断であること。また、木造一戸建て住宅については、木造耐震診断員が行う診断であること。
 - ア 旭川市内に事業所、支店又は営業所を置く建築士事務所
 - イ 耐震診断を行おうとする住宅の建築設計を行った建築士事務所
- (2) 次のいずれかに該当する耐震診断で安全性の評価を行うこと。
 - ア 「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（平成18年1月25日付け国土交通省告示第184号別添）」に規定する建築物の耐震診断の指針による診断
 - イ 国土交通大臣がアの指針と同等以上の効力を有すると認めた方法（「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針に係る認定について（技術的助言）（平成31年1月1日付け国住指第3107号国土交通省住宅局長通知）」による診断

【補助金額】

- ・耐震診断に要する費用の額の3分の2に相当する額（消費税相当額を除く。千円未満切捨て。）
- ・一戸当たりの限度額は136,000円とします。（一戸建て専用住宅以外の住宅については、床面積により限度額を算出します。）
- ・申請時点の予算残額によっては、申請された補助金の額に満たない交付額となる場合があります。

【受付期間】

- ・2026年4月20日（月）～2026年6月12日（金）
- ・予算額を超えたときは、抽選により補助金の交付を決定します。
- ・予算額に達しない場合は、2026年9月24日（木）まで受付期間を延長（以下「追加募集期間」という。）し、受付順に補助金の交付を決定します。
- ・追加募集期間内でも予算額に達した場合は、受付を終了します。

【申請窓口】

・旭川市7条通10丁目 旭川市役所第二庁舎3階 旭川市建築部建築指導課

【募集件数】

・1件程度

【申請時に必要な書類】

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 耐震診断に要する費用の見積書
- (3) 配置図、平面図及び付近見取図
- (4) 耐震診断の工程が確認できる書類
- (5) 管理組合が組織されている場合は、耐震診断実施について管理組合総会で承認されていることが確認できる書類（総会議事録等）及び管理組合同約の写し
- (6) 住宅の所有者が複数である場合（管理組合が組織されている場合は除く。）は、耐震診断実施について所有者全員が合意していることが確認できる書類
- (7) 住宅の登記事項証明書の写し及び所有者の住所・氏名等を証明できる書類の写し
- (8) 施行者及び所有者（住宅の所有者が複数である場合は、補助を受けようとする全ての所有者）の市税の納税証明書（滞納のない証明）
- (9) その他市長が必要と認めるもの

【専門機関による判定】

・共同住宅（木造で延べ床面積500㎡以内のものを除く）である場合は、専門機関による耐震診断の判定を受け、耐震診断判定書の交付を受ける必要があります。

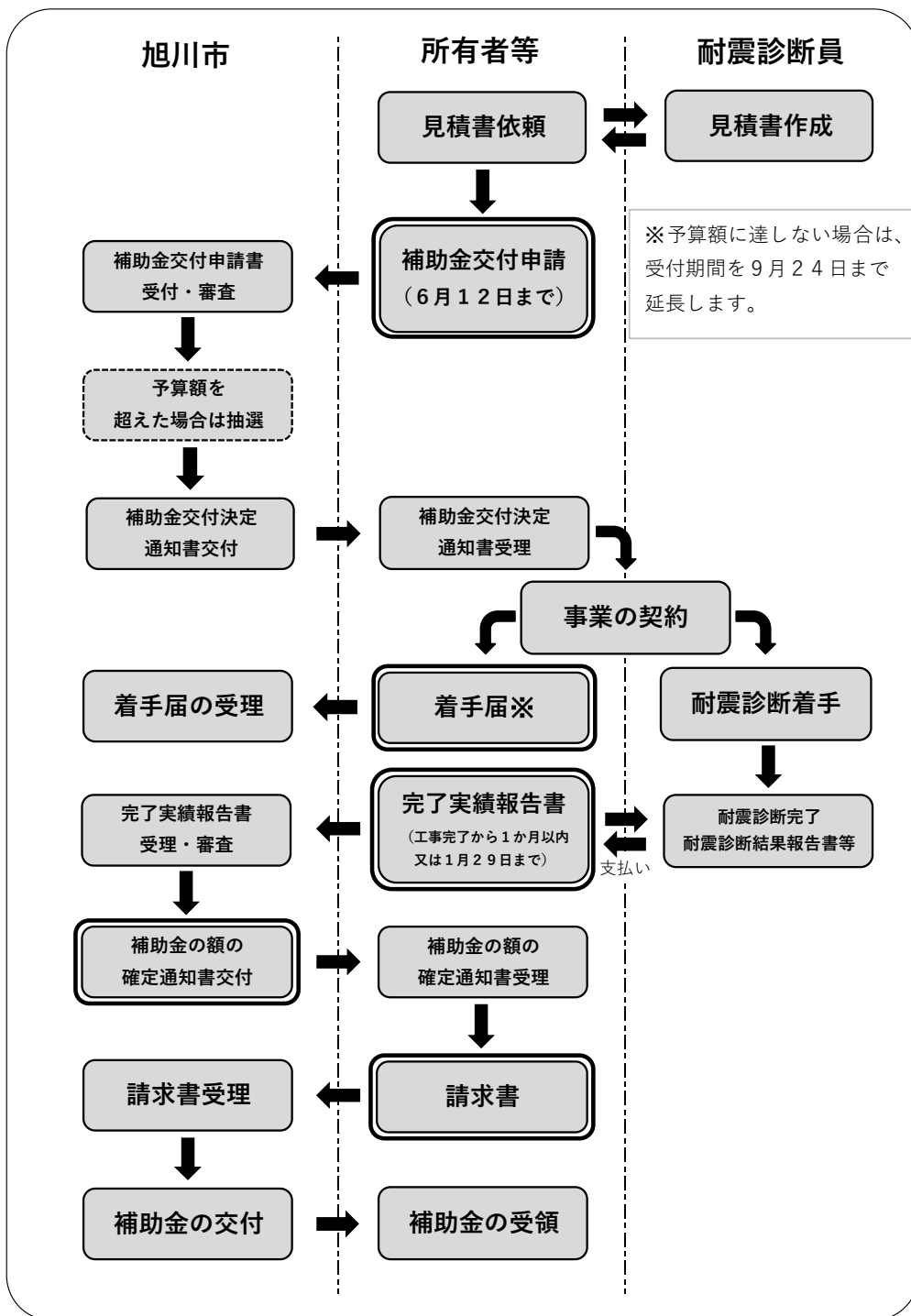
【注意事項】

・申請から交付決定までは、**1か月半～2か月半程度**時間を要します。なお、**交付決定するまでは、事業（診断業務）の契約ができない**ため、ご注意ください。

【無料耐震診断制度】

・木造の一戸建て住宅で耐震性の目安をお知りになりたい場合は、この補助事業の他に、簡易な無料耐震診断制度もご活用いただけます。詳しくは旭川市木造住宅無料耐震診断制度のご案内（パンフレット）又は旭川市木造住宅無料耐震診断制度のホームページをご覧ください。

手続フロー【耐震診断】



※補助金交付決定の通知日から30日以内の提出が必要です。

【お問い合わせ先】

旭川市建築部建築指導課

〒070-8525 旭川市7条通10丁目 第二庁舎3階

電話 0166-25-8597 (直通)

E-mail kenchikusidou@city.asahikawa.lg.jp

※詳細は旭川市ホームページをご確認ください

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/401/ju01/ju007/d083696.html>

